

---

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第9、議案第57号 松崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第57号 松崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

詳細は担当から説明いたします。

（生活環境課長 鈴木 悟君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（田中道源君） ちょっと教えていただきたいんですけども、（2）の私設消火栓料というのが、火災の場合以外10分毎に450円ということで、火災のときは恐らくお金はかからないということだと思うんですけども、この10分毎にというのは上限というのはあるんでしょうか。何時間までとか、そういったものはあるんでしょうか。

○生活環境課長（鈴木 悟君） 特にこれに伴っての時間制限というものはございません。

○7番（高柳孝博君） 水道技術者・・・管理者の幅が広がってきたと捉えるわけですけど、当町の今の状況で、技術管理者ってのは年齢とか今後何年・・・技術者の育成っていうのはどんなでしょうか。公営企業で委員になって聞くのもおかしいですけど。今、何名で技術者の育成をどう考えているか。

○生活環境課長（鈴木 悟君） 現在、私どもの中では、布設工事監督者が1名、そして水道技術管理者が1名・・・兼務となっておりますが、技師は2名おりますけど、その内の1名が兼務としてなっている状況でございます。

今後につきましては、もう1名も規定の年数に達しましたら、そちらも資格の取得に向けてやっていくような形となります。

○2番（鈴木茂孝君） 先ほどの田中議員のことでちょっと付けたしなんですけど、私設消火栓というのはどのようなものでしょうか。ちょっと教えてください。

○生活環境課長（鈴木 悟君） 私設消火栓というのは、松崎町内では南郷地区に1箇所。以前、住宅を・・・事業者の方が整備をした地区がありますけど、業者さんが住宅を造ると

共に設置した消火栓がございまして、そちらの方が町内で1箇所だけ私設消火栓という形になっております。

あと、通常の消火栓につきましては、総務課の方で各地区の要望を受けまして、町内何か所かに消火栓を設置するような形になりますけど、私設消火栓はその1箇所だけになります。

○6番（渡辺文彦議員） 条例の中の53条のカッコの中に、同法による専門職ってのが含まれてくるって書かれてるわけだけでも、これが盛り込まれた趣旨ってのは何なんだろう。ちょっとよく分からないんだけど、今の法律の中で対応できないってことは、何が現実的に問題になっているのか、その辺ちょっと確認したいんだけど。

○生活環境課長（鈴木 悟君） これまでは先ほどちょっと説明させていただいた中に、大学制度の中に、専門職業人養成を目的とした新たな高等教育機関として専門職大学、短期大学の制度を設けたということで、新たな学校制度が認められたわけですけども、その中で前期課程とか後期課程とかあると思いますけど、前期課程を修了した者につきましては短期大学卒業と同程度の資格を有するというふうな形になりますので、新たな学校教育法の改正によってそういった学校が出来まして、そのときに前期課程等を修了した者については短期大学と同程度のものが与えられるというような形でございます。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第57号 松崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(藤井 要君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---